関西生コン弾圧事件ニュース　NO.42　2020年9月28日
＜本号１ページ＞

【速報】大阪府労委・ナニワ生コン事件
七牟礼副委員長らの懲戒解雇撤回を命令

●逮捕されたことが理由とする懲戒解雇は無効

９月 28 日、大阪府労委は、ナニワ生コン株式会社外１社に対し、七牟礼副委員長らの懲戒解雇撤回を命じる組合側勝利命令を下した。府労委の勝利命令はこれで６件目となる。

七牟礼副委員長らが懲戒解雇されたのは２年前、大阪ストライキ事件で七牟礼副委員長らが逮捕され、まだ勾留されている最中だった。会社が懲戒解雇の理由としたのは、「刑事法令に違反し、逮捕勾留されたこと」「威力業務妨害により逮捕され、その旨の報道がなされたことが会社の名誉、信用を傷つけたこと」などだった。

府労委命令は主文３項において、七牟礼副委員長らを「懲戒解雇したことをなかったものとして取り扱い、同人らをそれまで就けていた職又はその相当職に就けなければならない。」としたほか、解雇以前に関生支部が申し入れた団体交渉にも応じなければならないと命じている。

●ナニワ生コンという企業

ナニワ生コンという企業の解雇事件における勝利命令には特別な意義がある。

２０１７年１２月、関生支部は大阪広域生コン協組らに対して「運賃引き上げの約束を守れ」と要求してストライキを決行した。これに対して大阪広域協組が「ストライキは威力業務妨害」「関生支部は組織犯罪集団だ」と非難して全面対決姿勢をとったのが「関西生コン事件」の発端である。そのとき大阪広域協組が最初に手を付けたのが、関生支部と協力関係にある生コン業者の分断と切り離し策であり、その標的とされたのがナニワ生コン。ナニワ生コンは当時、関生支部や全港湾大阪支部など労働側と集団交渉をおこなう業界側の団体である「大阪兵庫生コン経営者会」（経営者会）の会長企業だった。

●懲戒解雇は大阪広域協組への「忠誠の証し」

大阪広域協組はナニワ生コンが「ストライキに同調して融和的な姿勢をとった」などという口実をつけて、ナニワ生コンの系列販売店について、大阪広域協組の登録販売店資格を剥奪するという措置をとった。登録販売店の資格を奪われるとナニワ生コンは営業停止に等しい打撃を受ける。ナニワ生コンはただちに経営者会の会長を辞職するとともに、大阪広域協組に対して関生支部との「絶縁」を誓い、たちどころに登録販売店資格は復活した。この一連の流れをみていた生コン業者は一様に震え上がり、つぎつぎに「経営者会」から脱退していった。

こうして、長年にわたり築かれてきた関生支部と中小企業の協力関係がズタズタにされたところで、権力弾圧が２０１８年７月からはじまる。そしてナニワ生コンは、大阪広域協組と警察にさらなる「忠誠の証し」を示すかのように、無謀な懲戒解雇を強行したのだった。

こうした経緯に照らしてみれば、今回の府労委命令はたんなる個別の解雇事件の勝利命令というにとどまらず、大阪広域協組が仕掛けた関生支部排除攻撃の不当性を浮き彫りにする意義をもつものだ。